

国土交通省 PPP サポーター（Public-Private-Partnership-Supporter） 制度要綱

1. 目的

PPP/PFI 事業に係る豊富な実務経験や知識を有する者を「国土交通省 PPP サポーター」（以下「PPP サポーター」という。）に任命することにより、PPP サポーターの知見・ノウハウの活用を通じ、地方公共団体等における主体的な PPP/PFI の推進を図る。

2. PPP サポーターの役割

- ① PPP/PFI の推進を図ろうとする地方公共団体等に対して知見・ノウハウを伝達する。
 - ・ブロックプラットフォームや地方公共団体主催のセミナー、研修等における講師、グループディスカッションにおけるファシリテーター
- ② PPP/PFI の推進を図ろうとする地方公共団体等への助言・相談対応を行う。
 - ・自治体プラットフォームその他地方公共団体等の求めに応じた、PPP/PFI 事業の推進における関係者との調整等に関する助言・相談対応
- ③ 国土交通省総合政策局社会資本整備政策課（以下単に「社会資本整備政策課」という。）への情報提供、社会資本整備政策課の施策に対する助言、PPP サポーターの候補者の推薦、国土交通省の PPP/PFI 施策の発信等を行う。

3. PPP サポーターの要件

以下の全ての事項を満たす地方公共団体職員、非営利活動団体職員、民間企業職員、学識経験者等

- ① これまで PPP/PFI 事業や PPP/PFI に係る制度設計等（以下「PPP/PFI 事業等」という。）において中心的な役割を担ったことがあること
- ② 中心的な役割を担った PPP/PFI 事業等が、他の参考となる成果をあげていること
- ③ PPP サポーターとして適さない特段の事情がないものであること
- ④ PPP サポーターを解任された日から起算して3年を経過しない者でないこと

4. PPP サポーターの任命等の基本的な流れ

1) 候補者の募集

- ① 候補者は、国の行政機関、地方公共団体、非営利活動団体、民間企業等 PPP/PFI 事業の推進に取り組む団体又は法人に所属する者の推薦による。
- ② 社会資本整備政策課は、PPP サポーターにふさわしいと思われる候補者の推薦を、1年に1回公募する。
- ③ 推薦者は、所定の推薦書を提出する。

2) 候補者の調査

社会資本整備政策課は、提出された推薦書に基づき、候補者が 3. の PPP サポーターの要件に合致する者であるか否かを調査する。

3) PPP サポーターの選定

- ① 官民連携事業推進検討委員会（以下「委員会」という。）は、推薦書及び社会資本整備政策課が行う調査により、候補者が 3. の PPP サポーターの要件を満たしているか否かを審議する。
- ② 委員会は審議の結果、適当であると認められる者を PPP サポーターとして選定する。

4) PPP サポーターの任命・公表

- ① 社会資本整備政策課長は、委員会において選定された者を辞退の申出がある場合等を除き、PPP サポーターとして任命する。
- ② 社会資本整備政策課は、PPP サポーターを任命したときは、その旨を本人とその推薦者に通知するとともに、公表する。

5) 任命期間

PPP サポーターの任命期間は任命日から翌々年の 3 月 31 日までとする。また、過去 2 年以内に PPP/PFI 事業に携わったサポーターは、辞退の申出がない限り、再任する。

6) 解任

社会資本整備政策課長は、辞退の申出、PPP サポーターとして適さない事情等がある場合は、任命期間にかかわらず、PPP サポーターを解任することができる。

5. その他

1) 情報提供・連携

- ① 社会資本整備政策課は、PPP サポーターが必要とする情報の提供に努めるものとする。
- ② 社会資本整備政策課と PPP サポーター及び PPP サポーター同士は、常に緊密な連携を図るよう努めるものとする。

2) 連絡会議の開催

社会資本整備政策課は、5.1) の趣旨を踏まえ、原則として毎年連絡会議を開催する。

以上